杉並区リスクコミュニケーションアドバイザー設置規則を公布する。

令和８年１１月５日

杉並区長　岸本聡子

杉並区規則第１２８号

杉並区リスクコミュニケーションアドバイザー設置規則

（設置）

第１条　区政運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある危機管理事案の発生時における情報の発信及び共有等を適切に行うため、杉並区リスクコミュニケーションアドバイザー（以下「リスクコミュニケーションアドバイザー」という。）を置く。

（職務）

第２条　リスクコミュニケーションアドバイザーは、次に掲げる事項に係る専門的な助言及び支援を行う。

（１）　危機管理事案への対応方針に関すること。

（２）　危機管理事案に係る区民、関係団体その他の関係者への説明及び情報発信に関すること。

（３）　危機管理事案に係る記者会見その他の報道対応に関すること。

（４）　危機管理事案の再発防止その他危機管理体制の強化に関すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（委嘱）

第３条　リスクコミュニケーションアドバイザーは、危機管理並びに危機管理に係る情報発信、報道対応及び組織運営に関する専門知識並びに実務経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

（任期）

第４条　リスクコミュニケーションアドバイザーの任期は、委嘱された日から同日以後の最初の３月３１日までとし、再任されることを妨げない。

（委任）

第５条　この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月６日から施行する。